

「分散並列型強震応答実験装置」  
利用料課金規定

分散並列型強震応答実験装置の利用料については、原則として以下のように定める。

1. 課金対象

民間企業、独立法人、大学等研究機関（ただし使用料支払いが可能な研究プロジェクトの場合）等による利用に対して課金する。

なお、強震応答実験装置運用委員会で審査の上承認された研究課題には課金しない。

2. 使用料の基準

① 3次元振動台の使用

成果公開型

- 振動台占有期間 1日当たり211,000円
- 振動台稼働日 1日当たり430,000円を追加

成果非公開型

- 振動台占有期間 1日当たり372,000円
- 振動台稼働日 1日当たり741,000円を追加

2008年10月1日  
2010年3月31日より改定  
2011年3月31日より改定  
2013年3月31日より改定  
2014年3月31日より改定  
2019年9月30日より改定  
2022年10月1日より改定